

# 山口県土木工事共通仕様書

令和6年4月

山口県土木建築部

# 目 次

<b>第1編 共通編</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 総 則</b> .....	<b>1</b>
<b>第1節 総 則</b> .....	<b>1</b>
1-1-1 適 用.....	1
1-1-2 用語の定義.....	1
1-1-3 設計図書の照査等.....	5
1-1-4 施工計画書.....	5
1-1-5 コリズ(CORINS)への登録.....	6
1-1-6 監督職員.....	6
1-1-7 工事用地等の使用.....	7
1-1-8 工事の着手.....	7
1-1-9 工事の下請負.....	7
1-1-10 施工体制台帳.....	8
1-1-11 受発注間の情報共有.....	8
1-1-12 受注者相互の協力.....	8
1-1-13 調査・試験に対する協力.....	8
1-1-14 工事の一時中止.....	9
1-1-15 設計図書の変更.....	9
1-1-16 工期変更.....	9
1-1-17 支給材料及び貸与品.....	10
1-1-18 工事現場発生品.....	10
1-1-19 建設副産物.....	11
1-1-20 工事完成図.....	12
1-1-21 工事完成検査.....	12
1-1-22 出来形検査等.....	12
1-1-23 部分使用.....	13
1-1-24 施工管理.....	13
1-1-25 履行報告.....	14
1-1-26 工事関係者に対する措置請求.....	14
1-1-27 工事中の安全確保.....	14
1-1-28 爆発及び火災の防止.....	16
1-1-29 後片付け.....	17
1-1-30 事故報告書.....	17

1-1-31	環境対策	17
1-1-32	文化財の保護	19
1-1-33	交通安全管理	20
1-1-34	施設管理	22
1-1-35	諸法令の遵守	22
1-1-36	官公庁等への手続等	24
1-1-37	施工時期及び施工時間の変更	25
1-1-38	工事測量	25
1-1-39	不可抗力による損害	25
1-1-40	特許権等	26
1-1-41	保険の付保及び事故の補償	26
1-1-42	臨機の措置	27
1-1-43	技能士の活用	27
1-1-44	示方書等の適用	27
1-1-45	石綿使用の有無	27
1-1-46	ウィークリースタンス	27
<b>第2章</b>	<b>土 工</b>	<b>29</b>
第1節	適 用	29
第2節	適用すべき諸基準	29
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	29
第4節	道路土工	35
<b>第3章</b>	<b>無筋・鉄筋コンクリート</b>	<b>42</b>
第1節	適 用	42
第2節	適用すべき諸基準	42
第3節	レディーミクストコンクリート	43
第4節	コンクリートミキサー船	45
第5節	現場練りコンクリート	45
第6節	運搬・打設	47
第7節	鉄筋工	52
第8節	型枠・支保	56
第9節	暑中コンクリート	57
第10節	寒中コンクリート	57
第11節	マスコンクリート	59
第12節	水中コンクリート	60
第13節	水中不分離性コンクリート	61
第14節	プレパックドコンクリート	63

第15節	袋詰コンクリート	65
<b>第2編</b>	<b>材 料 編</b>	<b>66</b>
第1章	一般事項	66
第1節	適 用	66
第2節	工事材料の品質及び検査（確認を含む）	66
第2章	土木工事材料	68
第1節	土	68
第2節	石	68
第3節	骨 材	69
第4節	木 材	79
第5節	鋼 材	79
第6節	セメント及び混和材料	82
第7節	セメントコンクリート製品	86
第8節	瀝青材料	86
第9節	芝及びそだ	90
第10節	目地材料	90
第11節	塗 料	91
第12節	道路標識及び区画線	91
第13節	その他	93
<b>第3編</b>	<b>土木工事共通編</b>	<b>94</b>
第1章	総 則	94
第1節	総 則	94
1-1-1	工程表	94
1-1-2	現場技術員	94
1-1-3	監督職員による確認及び立会等	94
1-1-4	数量の算出	97
1-1-5	工事完成図書の納品	98
1-1-6	技術検査	98
1-1-7	提出書類	98
1-1-8	創意工夫	99
第2章	一般施工	100
第1節	適 用	100
第2節	適用すべき諸基準	100
第3節	共通的工種	101
第4節	基礎工	140

第5節	石・ブロック積（張）工	153
第6節	一般舗装工	156
第7節	地盤改良工	190
第8節	工場製品輸送工	195
第9節	構造物撤去工	195
第10節	仮設工	200
第11節	軽量盛土工	209
第12節	工場製作工（共通）	209
第13節	橋梁架設工	227
第14節	法面工（共通）	229
第15節	擁壁工（共通）	235
第16節	浚渫工（共通）	237
第17節	植栽維持工	238
第18節	床版工	242
<b>第6編 河川編</b>		<b>244</b>
<b>第1章 築堤・護岸</b>		<b>244</b>
第1節	適用	244
第2節	適用すべき諸基準	244
第3節	軽量盛土工	244
第4節	地盤改良工	244
第5節	護岸基礎工	245
第6節	矢板護岸工	245
第7節	法覆護岸工	245
第8節	擁壁護岸工	249
第9節	根固め工	249
第10節	水制工	250
第11節	付帯道路工	251
第12節	付帯道路施設工	251
第13節	光ケーブル配管工	252
<b>第2章 浚渫（河川）</b>		<b>253</b>
第1節	適用	253
第2節	適用すべき諸基準	253
第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	253
第4節	浚渫工（グラブ船）	254
第5節	浚渫工（バックホウ浚渫船）	255

第6節	浚渫土処理工	255
第3章	樋門・樋管	257
第1節	適用	257
第2節	適用すべき諸基準	257
第3節	軽量盛土工	257
第4節	地盤改良工	257
第5節	樋門・樋管本体工	257
第6節	護床工	261
第7節	水路工	261
第8節	付属物設置工	262
第4章	水門	264
第1節	適用	264
第2節	適用すべき諸基準	264
第3節	工場製作工	264
第4節	工場製品輸送工	265
第5節	軽量盛土工	265
第6節	水門本体工	265
第7節	護床工	267
第8節	付属物設置工	267
第9節	鋼管理橋上部工	268
第10節	橋梁現場塗装工	270
第11節	床版工	270
第12節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	270
第13節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	271
第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	271
第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	272
第16節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	272
第17節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	273
第18節	舗装工	273
第5章	堰	275
第1節	適用	275
第2節	適用すべき諸基準	275
第3節	工場製作工	275
第4節	工場製品輸送工	277
第5節	軽量盛土工	277
第6節	可動堰本体工	277

第7節	固定堰本体工	278
第8節	魚道工	279
第9節	管理橋下部工	279
第10節	鋼管理橋上部工	279
第11節	橋梁現場塗装工	280
第12節	床版工	281
第13節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	281
第14節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	281
第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	281
第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	283
第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	283
第18節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	284
第19節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	284
第20節	付属物設置工	285
<b>第6章</b>	<b>排水機場</b>	<b>286</b>
第1節	適 用	286
第2節	適用すべき諸基準	286
第3節	軽量盛土工	286
第4節	機場本体工	286
第5節	沈砂池工	288
第6節	吐出水槽工	290
<b>第7章</b>	<b>床止め・床固め</b>	<b>292</b>
第1節	適 用	292
第2節	適用すべき諸基準	292
第3節	軽量盛土工	292
第4節	床止め工	292
第5節	床固め工	295
第6節	山留擁壁工	297
<b>第8章</b>	<b>河川維持</b>	<b>299</b>
第1節	適 用	299
第2節	適用すべき諸基準	299
第3節	巡視・巡回工	299
第4節	除草工	300
第5節	堤防養生工	300
第6節	構造物補修工	301
第7節	路面補修工	302

第8節	付属物復旧工	303
第9節	付属物設置工	303
第10節	光ケーブル配管工	303
第11節	清掃工	304
第12節	植栽維持工	304
第13節	応急処理工	304
第14節	撤去物処理工	304
<b>第9章</b>	<b>河川修繕</b>	<b>305</b>
第1節	適用	305
第2節	適用すべき諸基準	305
第3節	軽量盛土工	305
第4節	腹付工	305
第5節	側帯工	306
第6節	堤脚保護工	306
第7節	管理用通路工	306
第8節	現場塗装工	307
<b>第7編</b>	<b>河川海岸編</b>	<b>309</b>
<b>第1章</b>	<b>堤防・護岸</b>	<b>309</b>
第1節	適用	309
第2節	適用すべき諸基準	309
第3節	軽量盛土工	309
第4節	地盤改良工	310
第5節	護岸基礎工	310
第6節	護岸工	312
第7節	擁壁工	314
第8節	天端被覆工	314
第9節	波返工	315
第10節	裏法被覆工	315
第11節	カルバート工	316
第12節	排水構造物工	316
第13節	付属物設置工	318
第14節	付帯道路工	319
第15節	付帯道路施設工	319
<b>第2章</b>	<b>突堤・人工岬</b>	<b>321</b>
第1節	適用	321



第2節	適用すべき諸基準	321
第3節	軽量盛土工	321
第4節	突堤基礎工	321
第5節	突堤本体工	323
第6節	根固め工	327
第7節	消波工	327
第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	328
第1節	適用	328
第2節	適用すべき諸基準	328
第3節	海域堤基礎工	328
第4節	海域堤本体工	329
第4章	浚渫（海岸）	330
第1節	適用	330
第2節	適用すべき諸基準	330
第3節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	330
第4節	浚渫工（グラブ船）	331
第5節	浚渫土処理工	331
第5章	養浜	332
第1節	適用	332
第2節	適用すべき諸基準	332
第3節	軽量盛土工	332
第4節	砂止工	332
第8編	砂防編	334
第1章	砂防堰堤	334
第1節	適用	334
第2節	適用すべき諸基準	334
第3節	工場製作工	334
第4節	工場製品輸送工	335
第5節	軽量盛土工	335
第6節	法面工	335
第7節	仮締切工	336
第8節	コンクリート堰堤工	336
第9節	鋼製堰堤工	339
第10節	護床工・根固め工	340
第11節	砂防堰堤付属物設置工	340

第12節	付帯道路工	341
第13節	付帯道路施設工	341
<b>第2章</b>	<b>流路</b>	<b>342</b>
第1節	適 用	342
第2節	適用すべき諸基準	342
第3節	軽量盛土工	342
第4節	流路護岸工	342
第5節	床固め工	343
第6節	根固め・水制工	343
第7節	流路付属物設置工	344
<b>第3章</b>	<b>斜面对策</b>	<b>345</b>
第1節	適 用	345
第2節	適用すべき諸基準	345
第3節	軽量盛土工	345
第4節	法面工	345
第5節	擁壁工	347
第6節	山腹水路工	348
第7節	地下水排除工	349
第8節	地下水遮断工	350
第9節	抑止杭工	350
第10節	斜面对策付属物設置工	351
第11節	急傾斜地崩壊防止の安全管理	351
<b>第9編</b>	<b>ダム編</b>	<b>353</b>
<b>第1章</b>	<b>コンクリートダム</b>	<b>353</b>
第1節	適 用	353
第2節	適用すべき諸基準	353
第3節	掘削工	353
第4節	ダムコンクリート工	354
第5節	型枠工	360
第6節	表面仕上げ工	361
第7節	埋設物設置工	361
第8節	パイプクーリング工	362
第9節	プレクーリング工	363
第10節	継目グラウチング工	364
第11節	閉塞コンクリート工	366

第12節	排水及び雨水等の処理	366
第2章	フィルダム	367
第1節	適用	367
第2節	適用すべき諸基準	367
第3節	掘削工	367
第4節	盛立工	368
第3章	基礎グラウチング	372
第1節	適用	372
第2節	適用すべき諸基準	372
第3節	ポーリング工	372
第4節	グラウチング工	373
第10編	道路編	375
第1章	道路改良	375
第1節	適用	375
第2節	適用すべき諸基準	375
第3節	工場製作工	376
第4節	地盤改良工	376
第5節	法面工	376
第6節	軽量盛土工	377
第7節	擁壁工	377
第8節	石・ブロック積（張）工	378
第9節	カルバート工	378
第10節	排水構造物工（小型水路工）	379
第11節	落石雪害防止工	382
第12節	遮音壁工	383
第2章	舗装	385
第1節	適用	385
第2節	適用すべき諸基準	385
第3節	地盤改良工	386
第4節	舗装工	386
第5節	排水構造物工（路面排水工）	387
第6節	縁石工	389
第7節	踏掛版工	389
第8節	防護柵工	390
第9節	標識工	391

第10節	区画線工	392
第11節	道路植栽工	393
第12節	道路付属施設工	396
第13節	橋梁付属物工	397
<b>第3章</b>	<b>橋梁下部</b>	<b>398</b>
第1節	適 用	398
第2節	適用すべき諸基準	398
第3節	工場製作工	399
第4節	工場製品輸送工	400
第5節	軽量盛土工	400
第6節	橋台工	400
第7節	R C橋脚工	401
第8節	鋼製橋脚工	402
第9節	護岸基礎工	404
第10節	矢板護岸工	404
第11節	法覆護岸工	405
第12節	擁壁護岸工	406
<b>第4章</b>	<b>鋼橋上部</b>	<b>407</b>
第1節	適 用	407
第2節	適用すべき諸基準	407
第3節	工場製作工	407
第4節	工場製品輸送工	409
第5節	鋼橋架設工	409
第6節	橋梁現場塗装工	410
第7節	床版工	410
第8節	橋梁付属物工	410
第9節	歩道橋本体工	411
第10節	鋼橋足場等設置工	412
<b>第5章</b>	<b>コンクリート橋上部</b>	<b>413</b>
第1節	適 用	413
第2節	適用すべき諸基準	413
第3節	工場製作工	414
第4節	工場製品輸送工	415
第5節	P C橋工	415
第6節	プレビーム桁橋工	416
第7節	P Cホロースラブ橋工	418

第8節	RCホロースラブ橋工	419
第9節	PC版桁橋工	420
第10節	PC箱桁橋工	421
第11節	PC片持箱桁橋工	421
第12節	PC押し箱桁橋工	423
第13節	橋梁付属物工	424
第14節	コンクリート橋足場等設置工	424
<b>第6章</b>	<b>トンネル (NATM)</b>	<b>426</b>
第1節	適用	426
第2節	適用すべき諸基準	426
第3節	トンネル掘削工	427
第4節	支保工	428
第5節	覆工	430
第6節	インバート工	432
第7節	坑内付帯工	433
第8節	坑門工	433
第9節	掘削補助工	434
<b>第7章</b>	<b>コンクリートシェッド</b>	<b>436</b>
第1節	適用	436
第2節	適用すべき諸基準	436
第3節	プレキャストシェッド下部工	437
第4節	プレキャストシェッド上部工	438
第5節	RCシェッド工	439
第6節	シェッド付属物工	440
<b>第8章</b>	<b>鋼製シェッド</b>	<b>441</b>
第1節	適用	441
第2節	適用すべき諸基準	441
第3節	工場製作工	442
第4節	工場製品輸送工	442
第5節	鋼製シェッド下部工	442
第6節	鋼製シェッド上部工	444
第7節	シェッド付属物工	445
<b>第9章</b>	<b>地下横断歩道</b>	<b>446</b>
第1節	適用	446
第2節	適用すべき諸基準	446
第3節	開削土工	446

第4節	地盤改良工	447
第5節	現場打構築工	447
第10章	地下駐車場	449
第1節	適    用	449
第2節	適用すべき諸基準	449
第3節	工場製作工	449
第4節	工場製品輸送工	450
第5節	開削土工	450
第6節	構築工	451
第7節	付属設備工	451
第11章	共同溝	452
第1節	適    用	452
第2節	適用すべき諸基準	452
第3節	工場製作工	452
第4節	工場製品輸送工	453
第5節	開削土工	453
第6節	現場打構築工	454
第7節	プレキャスト構築工	454
第8節	付属設備工	455
第12章	電線共同溝	456
第1節	適    用	456
第2節	適用すべき諸基準	456
第3節	舗装版撤去工	456
第4節	開削土工	456
第5節	電線共同溝工	457
第6節	付带設備工	458
第13章	情報ボックス工	459
第1節	適    用	459
第2節	適用すべき諸基準	459
第3節	情報ボックス工	459
第4節	付带設備工	459
第14章	道路維持	461
第1節	適    用	461
第2節	適用すべき諸基準	461
第3節	巡視・巡回工	462
第4節	舗装工	463

第5節	排水構造物工	467
第6節	防護柵工	467
第7節	標識工	468
第8節	道路付属施設工	469
第9節	軽量盛土工	469
第10節	擁壁工	470
第11節	石・ブロック積（張）工	470
第12節	カルバート工	470
第13節	法面工	471
第14節	橋梁床版工	471
第15節	橋梁付属物工	474
第16節	横断歩道橋工	475
第17節	現場塗装工	476
第18節	トンネル工	477
第19節	道路付属物復旧工	478
第20節	道路清掃工	479
第21節	植栽維持工	481
第22節	除草工	482
第23節	冬期対策施設工	482
第24節	応急処理工	483
第15章	雪 寒	484
第1節	適 用	484
第2節	適用すべき諸基準	484
第3節	除雪工	484
第16章	道路修繕	489
第1節	適 用	489
第2節	適用すべき諸基準	489
第3節	工場製作工	490
第4節	工場製品輸送工	490
第5節	舗装工	491
第6節	排水構造物工	492
第7節	縁石工	492
第8節	防護柵工	492
第9節	標識工	493
第10節	区画線工	493
第11節	道路植栽工	494

第12節	道路付属施設工	494
第13節	軽量盛土工	494
第14節	擁壁工	495
第15節	石・ブロック積（張）工	495
第16節	カルバート工	495
第17節	法面工	496
第18節	落石雪害防止工	497
第19節	橋梁床版工	497
第20節	鋼桁工	498
第21節	橋梁支承工	498
第22節	橋梁付属物工	499
第23節	横断歩道橋工	500
第24節	橋脚巻立て工	500
第25節	現場塗装工	504
第26節	トンネル工	504
第11編 下水道編		506
第1章 管路		506
第1節	適用	506
第2節	適用すべき諸基準	506
第3節	管きょ工（開削）	506
第4節	管きょ工（小口径推進）	515
第5節	管きょ工（推進）	519
第6節	管きょ工（シールド）	523
第7節	管きょ更生工	529
第8節	マンホール工	532
第9節	特殊マンホール工	534
第10節	取付管およびます工	536
第11節	地盤改良工	537
第12節	付帯工	537
第13節	立坑工	538
第2章 処理場・ポンプ場		542
第1節	適用	542
第2節	適用すべき諸基準	542
第3節	敷地造成土工	542
第4節	法面工	543



第5節	地盤改良工	543
第6節	本体作業土工	543
第7節	本体仮設工	544
第8節	本体築造工	547
第9節	場内管路工	556
第10節	吐口工	557
第11節	場内・進入道路工	559
第12節	擁壁工	560
第13節	場内植栽工	561
第14節	修景池・水路工	562
第15節	場内付帯工	563
第16節	構造物撤去工	564
第17節	コンクリート構造物補修工	564
<b>第12編</b>	<b>公園緑地編</b>	<b>566</b>
<b>第1章</b>	<b>基盤整備</b>	<b>566</b>
第1節	摘要	566
第2節	適用すべき諸基準	566
第3節	敷地造成工	567
第4節	公園土工	568
第5節	植栽基盤工	568
第6節	法面工	572
第7節	軽量盛土工	573
第8節	擁壁工	573
第9節	公園カルバート工	578
第10節	公園施設等撤去・移設工	579
<b>第2章</b>	<b>植栽</b>	<b>580</b>
第1節	摘要	580
第2節	適用すべき諸基準	580
第3節	植栽工	580
第4節	移植工	589
第5節	樹木整姿工	592
第6節	公園施設等撤去・移設工	594
<b>第3章</b>	<b>緑地育成</b>	<b>596</b>
第1節	摘要	596
第2節	適用すべき諸基準	596

第3節 植栽基盤改良工 .....	596
第4節 樹木整姿工 .....	597
第5節 樹木育成工 .....	602
第6節 芝生地育成工 .....	604
第7節 樹木冬期対策工 .....	606
第8節 発生材等処理工 .....	607
<b>第4章 施設整備 .....</b>	<b>608</b>
第1節 摘要 .....	608
第2節 適用すべき諸基準 .....	608
第3節 給水設備工 .....	609
第4節 雨水排水設備工 .....	616
第5節 汚水排水設備工 .....	620
第6節 電気設備工 .....	623
第7節 園路広場整備工 .....	624
第8節 修景施設整備工 .....	631
第9節 遊戯施設整備工 .....	633
第10節 サービス施設整備工 .....	636
第11節 管理施設整備工 .....	637
第12節 建築施設組立設置工 .....	639
第13節 施設仕上げ工 .....	643
第14節 公園施設等撤去・移設工 .....	648
<b>第5章 グラウンド・コート整備 .....</b>	<b>649</b>
第1節 摘要 .....	649
第2節 適用すべき諸基準 .....	649
第3節 グラウンド・コート舗装工 .....	650
第4節 スタンド整備工 .....	659
第5節 グラウンド・コート施設整備工 .....	662
第6節 公園施設等撤去・移設工 .....	666
<b>第6章 自然育成 .....</b>	<b>667</b>
第1節 摘要 .....	667
第2節 適用すべき諸基準類 .....	667
第3節 自然育成施設工 .....	667
第4節 自然育成植栽工 .....	670
第5節 公園施設等撤去・移設工 .....	671